

京都市告示第5 1 1号

平成19年2月28日京都市告示第386号（建築基準法第42条第1項第5号による道路の舗装に係る基準）の一部を次のように改めます。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

第2項を次のように改める。

第2 市長は、次の各号に該当するときは、京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例（以下「条例」という。）第4条第7号の規定に基づき道の機能の維持に支障がないものと認めるものとする。

- (1) 道がインターロッキングブロック又は石畳で舗装されている場合で、舗装の標準的な形状は、インターロッキングブロック舗装にあつては第3図のとおりとし、石畳舗装にあつては第4図のとおりとし、寸法は図示の寸法以上とし、使用材料は図示のもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
- (2) 条例第6条の規定により、建築基準法施行規則第9条の規定による申請の際現に存在している道のうち、適用時（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第2条の規定の施行の時をいう。）に現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上の道について道路の位置の指定を受けようとする場合で、既存の舗装がなされているものについては、アスファルト簡易舗装と同等以上のものとする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（都市計画局建築指導部建築指導課）